



# 長野県報

3月23日(月)  
平成27年  
(2015年)  
第2659号

## 目次

### 規 則

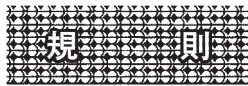
幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(こども・家庭課) .....	2
寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) .....	3
特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) .....	4
職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) .....	5
長野県人事委員会傍聴人規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) .....	32
単身赴任手当等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) .....	32
管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) .....	32
職員の給料の切替えに伴い支給される給料に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) .....	33
職員の給料の切替えに伴い支給される給料に関する規則(人事委員会事務局) .....	33
平成27年4月1日における号俸の調整に関する規則(人事委員会事務局) .....	35
教育長の営利企業等の従事制限に関する規則(人事委員会事務局) .....	36

### 告 示

長野県臨床研修医研修資金貸与規程の一部改正(医療推進課医師確保対策室) .....	37
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(障がい者支援課) .....	37
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新(障がい者支援課) .....	37
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出(障がい者支援課) .....	38
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(障がい者支援課) .....	38
都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水課) .....	38
個別労働紛争に係るあっせんに関する要綱の一部改正(労働雇用課) .....	38
家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の有効期間を延長した旨の通報(園芸畜産課) .....	38
基本測量の終了(建設政策課) .....	39
公共測量の実施(建設政策課) .....	39
公共測量の終了(2件)(建設政策課) .....	39
土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定(砂防課) .....	39
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	40
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) .....	40

### 公 告

特定調達契約に係る一般競争入札(広報県民課) .....	40
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(生活排水課) .....	41
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(都市・まちづくり課) .....	41
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課) .....	41
一般競争入札(3件)(企業局) .....	42



幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する  
条例施行規則をここに公布します。

平成27年3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第4号

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する  
条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年長野県条例第45号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(乳児室等を2階に設けることができる要件等)

第2条 乳児室等(条例第7条第3項に規定する乳児室等をいう。以下この条において同じ。)を2階に設けることができる同項ただし書の規則で定める要件は第1号、第2号及び第6号に掲げるとおりとし、乳児室等を3階以上の階に設けることができる同項ただし書の規則で定める要件は第2号から第8号までに掲げるとおりとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
- (2) 乳児室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に、同表の中欄に掲げる常用又は避難用の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。

階	常用又は避難用の区分	設備
2階	常用	ア 屋内階段 イ 屋外階段
	避難用	ア 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は第3項各号に定める構造の屋内階段(同条第1項各号に定める構造の屋内階段においては、屋内と階段室とはバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすもの) イ 待避上有効なバルコニー ウ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 エ 屋外階段
3階	常用	ア 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に定める構造の屋内階段 イ 屋外階段

	避難用	ア 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に定める構造の屋内階段(同条第1項各号に定める構造の屋内階段においては、屋内と階段室とはバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすもの) イ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ウ 屋外階段
4階以上	常用	ア 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に定める構造の屋内階段 イ 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造の屋外階段
	避難用	ア 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に定める構造の屋内階段(同条第1項各号に定める構造の屋内階段においては、屋内と階段室とはバルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他の有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすもの) イ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ウ 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造の屋外階段

- (3) 第2号に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、乳児室等の各部分から当該設備のいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- (4) 調理室が次のア又はイに掲げる要件のいずれかに該当するものである場合を除き、調理室と調理室外の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分には、防火上有効にダンパーが設けられていること。  
ア スプリンクラー設備その他これに類する設備で自動式のものが設けられていること。  
イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、

かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

- (5) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- (6) 乳児室等その他園児（条例第1条第2項に規定する園児をいう。以下この号及び次条において同じ。）が出入し、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- (7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- (8) 可燃性のカーテン、敷物、建具等については、防災処理が施されていること。

（調理業務を委託する場合の要件）

第3条 条例第14条第1項の規定により読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第69号）第45条前段の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 園児に対する食事の提供の責任は当該幼保連携型認定こども園にあることを踏まえ、園長が、衛生面、栄養面等における業務上必要な注意を果たし得る体制及び調理業務の受託者との契約においてその体制が確保されていること。
- (2) 献立等について、調理業務の受託者に対して当該幼保連携型認定こども園に置かれている栄養士が指導を行う体制にあること又は当該受託者が他の幼保連携型認定こども園等の栄養士から指導を受けることができる体制にあることにより栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者が、当該幼保連携型認定こども園における

給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に配慮して、適切に遂行することができる能力を有する者であること。

- (4) 調理業務の受託者が、園児の年齢及び発達の段階に応じた必要な栄養を含む食事を提供するとともに、その健康状態に応じた内容の食事を適切なきに必要な回数提供することができる者であること。
- (5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、食育に関する計画（園児の発育及び発達の過程に応じた食に関し配慮すべき事項を定めるものをいう。）に基づき食事を提供しよう努めること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。  
（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）
- 2 この規則の施行の日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第2条第1号の規定の適用については、当分の間、「耐火建築物」とあるのは、「耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号のロに該当するものを除く。）」と読み替えるものとする。

こども・家庭課

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月23日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第3号

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

（別表）（第2条関係）

公 署	所 在 地
松川ダム管理事務所	飯田市上飯田8181番地27
松川高等学校	下伊那郡松川町上片桐919番地 1
飯田市立上村小学校	飯田市上村838番地
下伊那郡松川町立松川北小学校	下伊那郡松川町上片桐2930番地
下伊那郡阿南町立和合小学校	下伊那郡阿南町和合335番地
下伊那郡阿南町立新野小学校	下伊那郡阿南町新野1310番地
下伊那郡阿南町立阿南第二中学校	下伊那郡阿南町新野1294番地
飯田市山本警察官駐在所	飯田市山本3330番地 1
飯田市上村警察官駐在所	飯田市上村851番地 9
阿南町新野警察官駐在所	下伊那郡阿南町新野1195番地10

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(権衡職員の範囲)

2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年長野県条例第4号。以下「改正条例」という。)附則第9項に規定する人事委員会が定める職員は、次に該当するものとする。

(1) 改正条例の施行前に職員であった者で、計画的な人事交流等のため国、他の地方公共団体若しくは国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第6条第2項第1号のイに規定する国立大学法人(次号において「国等」という。)の職員として勤務していた期間又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年長野県条例第38号)に定める退職派遣者として勤務していた期間を職員として在職した期間とみなした場合に、一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)第37条に規定する基準日(その属する月が平成30年3月までのものに限る。)において、改正条例の施行の日の前日から引き続き在職する職員となるもの

(2) 改正条例の施行の日の前日から引き続き国等の職員として在職し、当該在職の後計画的な人事交流等のため職員となった者で、当該職員となった日から引き続き在職するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、改正条例の施行の日の前日から引き続き在職する職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が別に定めるもの

人事委員会事務局

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月23日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

## 長野県人事委員会規則第4号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則(昭和46年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.75」を「100分の8.25」に、「100分の6.5」を「100分の7」に、「100分の5.5」を「100分の6」に、「100分の4.5」を「100分の5」に、「100分の3.5」を「100分の4」に、「100分の2.5」を「100分の3」に改める。

附則第4項中「100分の7.75」を「100分の8.25」に改める。

別表第1の1中「飯田市南信濃和田1505番地4」を

「飯田市南信濃和田374番地2」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成30年3月31日までの間における特勤勤務手当の支給割合等)

2 この規則の施行の日から平成30年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の特勤勤務手当等に関する規則第3条第1項及び附則第4項の規定の適用については、同規則第3条第1項中「100分の4」とあるのは「100分の3.8」と、同規則附則第4項中「100分の8.25」とあるのは「100分の8.05」とする。

人事委員会事務局

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年 3月23日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第5号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第12号から第14号までを次のように改める。

- (12) 大学卒業程度 長野県職員採用試験(大学卒業程度)及びこれに相当する試験をいう。
- (13) 短大卒業程度 長野県職員採用試験(短大卒業程度)及びこれに相当する試験をいう。
- (14) 高校卒業程度 長野県職員採用試験(高校卒業程度)及びこれに相当する試験をいう。

第14条第2項中「上級」を「大学卒業程度」に、「中級」を「短大卒業程度」に、「初級」を「高校卒業程度」に改める。

第28条第1項中「職員で」を「職員のうち、」に、「もの」を「もの及び高齢層職員(一般職員給与条例第8条第3項、学校職員給与条例第11条第3項又は警察職員給与条例第8条第3項の規定の適用を受ける職員をいう。以下この項において同じ。)」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 勤務成績が特に良好である職員 5号俸以上(高齢層職員にあつては、2号俸以上)

第28条第1項第2号中「2号俸」を「1号俸」に改め、同項第3号中「(高齢層職員にあつては、1号俸)」を削る。

第33条の2第2号中「附則第20項」を「附則第21項」に、「附則第21項」を「附則第22項」に、「附則第19項」を「附則第19項若しくは第20項」に、「附則第15項」を「附則第16項」に、「附則第16項」を「附則第17項」に、「附則第14項」を「附則第14項若しくは第15項」に、「附則第30項」を「附則第31項」に、「附則第31項」を「附則第32項」に、「附則第29項」を「附則第29項若しくは第30項」に改める。

第38条の2第2項第4号中「7級地」を「8級地」に改める。

第48条の見出しを「(平成27年3月31日における在職者に対する級別資格基準表の適用)」に改め、同条中「昭和58年3月31日」を「平成27年3月31日」に、「昭和58年4月1日」を「同年4月1日」に、「同表」を「級別資格基準表」に改める。

別表第1の医療職給料表(3)の項中「看護専門学校」を「須坂看護専門学校」に改める。

別表第3のア、イ、コ及びサからスまでの規定中

上級
中級
初級

を

大学卒業程度
短大卒業程度
高校卒業程度

に改める。

別表第4の大学卒の4 大学6卒の項の(2)中「防衛医科大学校」を「防衛医科大学校医学教育部医学科」に改め、同大学卒の5 大学専

攻科卒の項中

(4) 旧司法試験(平成14年法律第138号附則第7条第1項の規定による司法試験をいう。以下同じ。)の司法試験の第2次試験の合格
--

を

(4) 旧司法試験(平成14年法律第138号附則第7条第1項の規定による司法試験及び同法による改正前の司法試験法による司法試験をいう。以下同じ。)の第2次試験の合格
(5) 公認会計士法による公認会計士試験の合格

に、「(5)」を「(6)」に改め、同大学卒の6 大学4卒の項中「(5) 防衛医科大学校の卒業」を

「(5) 防衛医科大学校の卒業」に、「(6)」を「(7)」に、「(7)」を「(8)」に、「(8)」を「(9)」に、「(9)」を「(10)」に、

(6) 防衛医科大学校医学教育部看護学科の卒業
-------------------------

「(10)」を「(11)」に、「(11)」を「(12)」に、「(12)」を「(13)」に、「(13)」を「(14)」に、「(14)」を「(15)」に、「(15)」を「(16)」に、「(16)」を「(17)」に、「(17)」を「(18)」に改め、同表の短大卒の2 短大2卒の項の(10)中「旧司法試験法による司法試験」を「旧司法試験」に改め、同項の(20)中「職業能力開発大学校又は職業能力開発総合大学校の専門課程」を「若しくは職業能力開発大学校の専門課程又は職業能力開発総合大学校の特定専門課程」に改める。

別表第7のア、イ、コ及びサからスまでの規定中

上級
中級
初級

を

大学卒業程度
短大卒業程度
高校卒業程度

に改める。

別表第8のアを次のように改める。

## ア 行政職給料表昇格時号俸対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15



40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15
43	11	27	27	35	35	26	28	15
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	28	16
46	14	30	30	38	38	27	28	
47	15	31	31	39	39	28	28	
48	16	32	32	40	40	28	29	
49	17	33	33	41	41	29	29	
50	18	34	34	42	41	29	29	
51	19	35	35	43	42	29	29	
52	20	36	36	44	42	29	29	
53	21	37	37	45	43	30	30	
54	22	38	38	46	43	30	30	
55	23	39	39	47	44	30	30	
56	24	40	40	48	44	30	30	
57	25	41	41	49	45	31	30	
58	25	41	42	50	45	31	31	
59	26	42	43	51	46	31	31	
60	26	42	44	52	46	31	31	
61	27	43	45	53	47	31	31	
62	27	43	45	54	47	31		
63	28	44	45	55	48	31		
64	28	44	46	56	48	31		
65	29	45	46	57	49	31		
66	29	45	46	58	49	31		
67	30	46	47	59	50	31		
68	30	46	47	60	50	32		
69	31	47	47	61	50	32		
70	31	47	48	62	50	32		
71	32	48	48	63	50	32		
72	32	48	48	64	50	32		
73	33	49	49	65	50	32		
74	33	49	49	66	50	32		
75	34	49	49	67	50	32		
76	34	49	50	68	50	32		
77	35	50	50	68	51	32		
78	35	50	50	68	51	32		
79	36	50	51	68	51	32		
80	36	50	51	68	51	32		
81	37	51	51	69	51	33		
82	38	51	52	69	51	33		

83	39	51	52	69	51	34		
84	40	51	52	69	51	34		
85	41	52	53	69	51	35		
86	41	52	53	70	51			
87	42	52	53	70	51			
88	42	52	53	70	51			
89	43	53	54	71	52			
90	43	53	54	72	52			
91	44	53	54	73	52			
92	44	53	54	74	52			
93	45	53	55	75	53			
94		54	55	75				
95		54	55	76				
96		54	55	76				
97		54	55	77				
98		54	56	78				
99		55	56	79				
100		55	56	80				
101		55	56	81				
102		55	56					
103		55	57					
104		56	57					
105		56	57					
106		56	57					
107		56	57					
108		56	58					
109		56	58					
110		57	58					
111		57	58					
112		57	58					
113		57	59					
114		57						
115		57						
116		58						
117		58						
118		58						
119		58						
120		58						
121		58						
122		59						
123		59						
124		59						
125		59						



別表第8のイ中

22
23
24
25
25
26
26
27
27
28

を

21
22
22
23
23
24
24
25
26
27

に、

27
27
28
28
29
29
30
30
30
31
31
31
31
32
32
32
33

を

26
26
27
27
27
28
28
28
29
29
30
30
30
30
31
31
31

に、

38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48

を

37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
46
47

に、

44
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51

を

43
44
44
44
44
44
45
45
45
45
46
46
46
46
47
47
47
47
48
48
48
49
49
50
50
51

に、

59	41
59	41
60	41
60	42
61	42
61	42
61	43
62	43
62	43
62	44
63	44
63	44
63	45
64	45
64	46
64	46
65	47

を

59	40
59	40
60	41
60	41
61	41
61	41
61	41
61	42
62	42
62	42
62	42
62	42
63	43
63	43
63	43
63	43
64	43

に改め、同表のウ中

29
29
29
30
30
30
31
31
31
31
32
32
32
33
33
34
34
35

を

28
28
29
29
29
30
30
30
31
31
31
32
32
32
33
33
33

に、

46	43
46	43
47	44
47	44
47	45
48	45
48	46
48	46
49	47
49	47
49	48
50	48
50	49
50	49
51	50
51	50
51	51
52	
52	
52	
53	
53	
54	
54	
55	

を

46	42
46	42
47	43
47	43
47	43
47	43
48	43
48	44
48	44
48	44
48	44
48	44
49	45
49	45
49	45
49	46
50	46
50	47
50	
50	
50	
51	
51	
51	
51	
51	
51	

に改め、同表のE中

26
26
26
27
27
27
27
27
28
28
28
29
29
29
30
30
31
31
31
32
32
32
33

を

25
25
25
26
26
26
26
26
26
26
26
27
27
27
27
27
27
27
27
28
28
28
28

に、

41	53	57	43	41
41	53	58	44	41
41	54	59	44	42
42	54	60	44	42
42	55	61	45	43
42	55	61	45	43
43	56	62	45	44
43	56	62	45	44
43	57	63	46	45
44	57	63	46	45
44	58	64	46	46
44	58	64	46	46
45	59	65	47	47
45	59	65	47	47
46	60	66	47	48
46	60	66	47	48
47	61	67	48	49

41	53	57	43	40
41	53	58	44	41
42	54	59	44	41
42	54	60	44	41
43	55	61	45	41
43	55	61	45	42
44	56	62	45	42
44	56	62	45	42
45	57	63	46	42
45	57	63	46	43
46	58	64	46	43
46	58	64	46	43
47	59	65	47	43
47	59	65	47	44
48	60	66	47	44
48	60	66	47	44
49	61	67	48	44

	61	67	48	
	61	68	48	
	61	68	48	
	61	69	49	
	62	70	49	
	62	71	49	
	62	72	50	
	62	73	50	
	62	73	50	
	63	74	51	
	63	74	51	
	63	75	51	
	63	75	52	
	63	76	52	
	64	76	52	
	64	77	53	
	64	77	53	
	64	78	54	
	64	78	54	
	65	79	55	
		79		
		80		
		80		
		81		
		81		
		82		
		82		
		83		

を

	61	67	48	44
	61	68	48	44
	61	68	48	44
	61	69	48	45
	61	70	48	45
	62	71	49	46
	62	72	49	46
	62	73	49	47
	62	73	49	
	62	74	49	
	62	74	49	
	63	74	50	
	63	74	50	
	63	74	50	
	63	74	50	
	63	74	50	
	63	74	50	
	63	74	50	
	64	74	51	
	64	74	51	
	64	74	51	
		74		
		74		
		74		
		74		
		74		
		74		
		74		
		74		

に改め、同表のオ及びカを次のよ

うに改める。

オ 医療職給料表(3)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1

11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1
20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4
25	9	1	13	9	5
26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14
35	19	11	23	19	15
36	20	12	24	20	16
37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18
39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20
41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24
45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26
47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29
51	35	27	39	35	30
52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31

54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32
56	40	32	44	40	32
57	41	33	45	41	33
58	42	34	46	42	33
59	43	35	47	43	34
60	44	36	48	44	34
61	45	37	49	45	35
62	46	38	50	46	35
63	47	39	51	47	36
64	48	40	52	48	36
65	49	41	53	49	37
66	50	42	54	50	37
67	51	43	55	51	38
68	52	44	56	52	38
69	53	45	57	53	39
70	54	46	58	53	39
71	55	47	59	54	40
72	56	48	60	54	40
73	57	49	61	55	41
74	58	50	62	55	41
75	59	51	63	56	41
76	60	52	64	56	41
77	61	53	65	57	41
78	62	54	66	58	41
79	63	55	67	59	42
80	64	56	68	60	42
81	65	57	69	61	42
82	65	58	70	61	42
83	66	59	71	62	42
84	66	60	72	62	42
85	67	61	73	63	43
86	67	62	74	63	43
87	68	63	75	64	43
88	68	64	76	64	43
89	69	65	77	65	43
90	70	66	78	65	43
91	71	67	79	66	44
92	72	68	80	66	44
93	73	69	81	67	44
94	73	70	82	67	44
95	74	71	83	68	44
96	74	72	84	68	44

97	75	73	85	68	45
98	75	74	85	68	45
99	76	75	86	69	46
100	76	76	86	69	46
101	77	77	87	69	47
102	78	78	87	69	
103	79	79	88	70	
104	80	80	88	70	
105	81	81	89	70	
106	81	81	90	70	
107	81	81	91	71	
108	81	82	92	71	
109	82	82	92	71	
110	82	82	92	71	
111	82	83	93	72	
112	82	83	93	72	
113	83	83	93	73	
114	83	84	94		
115	83	84	94		
116	83	84	94		
117	84	85	95		
118	84	85	95		
119	84	85	95		
120	84	85	96		
121	85	86	96		
122	85	86	96		
123	85	86	97		
124	85	86	97		
125	86	87	97		
126	86	87			
127	86	87			
128	86	87			
129	87	88			
130	87	88			
131	87	88			
132	87	88			
133	88	89			
134	88	89			
135	88	89			
136	88	90			
137	89	90			
138	89	90			
139	89	90			

140	89	90			
141	90	91			
142	90	91			
143	90	91			
144	90	91			
145	91	91			
146	91	92			
147	91	92			
148	91	92			
149	92	92			
150	92	92			
151	92	93			
152	92	93			
153	93	93			
154	93				
155	93				
156	93				
157	94				
158	94				
159	94				
160	94				
161	95				
162	95				
163	95				
164	95				
165	96				
166	96				
167	96				
168	96				
169	97				

カ 教育職給料表(1)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1



10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	2	1	6	1
19	3	1	7	1
20	4	1	8	1
21	5	1	9	1
22	6	2	10	1
23	7	3	11	1
24	8	4	12	1
25	9	5	13	1
26	10	6	14	1
27	11	7	15	1
28	12	8	16	1
29	13	9	17	1
30	14	10	18	2
31	15	11	19	3
32	16	12	20	4
33	17	13	21	5
34	18	14	22	6
35	19	15	23	7
36	20	16	24	8
37	21	17	25	9
38	22	18	26	10
39	23	19	27	11
40	24	20	28	12
41	25	21	29	13
42	25	22	30	14
43	26	23	31	15
44	26	24	32	16
45	27	25	33	17
46	27	26	34	18
47	28	27	35	19
48	28	28	36	20
49	29	29	37	21
50	29	30	38	21
51	30	31	39	21
52	30	32	40	22

53	31	33	41	22
54	31	33	41	22
55	32	33	42	23
56	32	34	42	23
57	33	34	43	23
58	33	34	43	24
59	33	35	44	24
60	34	35	44	24
61	34	35	45	25
62	34	36	46	25
63	35	36	47	26
64	35	36	48	26
65	35	37	49	27
66	36	37	50	27
67	36	38	51	28
68	36	38	52	28
69	37	39	53	29
70	37	39	54	29
71	38	40	55	30
72	38	40	56	30
73	39	41	57	31
74	39	41	57	31
75	40	42	58	32
76	40	42	58	32
77	41	43	59	33
78	41	43	59	33
79	41	44	60	33
80	42	44	60	33
81	42	45	61	33
82	42	45	61	34
83	43	46	62	34
84	43	46	62	34
85	43	47	63	34
86	44	47	63	34
87	44	48	64	34
88	44	48	64	34
89	45	49	65	35
90	45	49	65	35
91	45	49	65	35
92	46	49	66	35
93	46	50	66	35
94	46	50	66	35
95	47	50	67	35

96	47	50	67	36
97	47	51	67	36
98	48	51	68	36
99	48	51	68	36
100	48	51	68	36
101	49	52	68	36
102	49	52	68	
103	49	52	68	
104	50	52	68	
105	50	53	68	
106	50	53	68	
107	51	53	68	
108	51	53	68	
109	51	54	68	
110	52	54	68	
111	52	54	68	
112	52	54	68	
113	53	55	68	
114	53	55	68	
115	53	55	68	
116	54	55	68	
117	54	56	68	
118	54	56		
119	55	56		
120	55	56		
121	55	57		
122	56	57		
123	56	57		
124	56	57		
125	57	57		
126	57	57		
127	57	58		
128	57	58		
129	58	58		
130	58	58		
131	58	58		
132	58	58		
133	59	59		
134	59	59		
135	59	59		
136	59	59		
137	60	59		
138	60	59		

139	60	60		
140	60	60		
141	61	60		
142	61			
143	61			
144	62			
145	62			
146	62			
147	63			
148	63			
149	63			
150	64			
151	64			
152	64			
153	65			
154	65			
155	66			
156	66			
157	67			

58	50
58	50
59	51
59	51
60	52
60	52
61	53
61	53
61	54
61	54
62	55
62	55
62	56
62	56
63	57
63	57
63	58
63	58
64	59
64	59
64	60
64	60
65	61

34
35
36

33
34
34

26
27
28
29

25
26
26
27

別表第8のキ中

37
37
38
38
39
39
40

を

35
35
36
36
37
38
39

に、

30
31
32
33
34
35
36
37

を

27
28
28
29
29
30
30
31

に、

65	61
65	61
65	61
65	62
65	62
65	62
66	62
66	63
66	63
66	63
66	63
66	64
66	
67	
67	
67	
67	
67	
67	
67	
68	
68	
68	
68	
68	
68	
68	
68	
69	

を

57	50
58	50
58	51
58	51
59	52
59	52
59	53
60	53
60	54
60	54
61	55
61	55
61	56
61	56

61	57
62	57
62	57
62	57
62	57
62	57
63	57
63	58
63	58
63	58
63	58
64	58
64	58
64	58
64	59
64	59
65	59
65	59
65	59
65	59
65	59
66	59
66	59
66	59
66	59
66	60
66	60
67	60
67	
67	
67	
67	
68	
68	
68	

に改め、同表のク中

「

46
47
48
49
49
50
50
51
51
52
52
53
53
54
54
55
55
56

」

を

「

45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51
51
52
52
53
54
55

」

に、

「

21
22
23
24
25
25
26
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31

」

を

「

20
20
20
20
21
21
21
21
21
22
22
22
22
22
22
23
23
23

」

に、

「

65
66
66

」

を

「

65
65
66

」

に、

「

67
67
67
67
68

」

を

「

66
66
67
67
67

」

に、

「

69
69
69
69
70

」

を

「

68
68
68
68
69

」

に、

「

71
71
71
71

」

を

「

70
70
71
71

」

に、

68
68

67
67

70
70

69
69

72
----

71
----

131		74	
132		74	
133		75	
134		75	
135		76	
136		76	
137		77	
138		77	
139		78	
140		78	
141		79	
142		79	
143		80	
144		80	
145		81	
146		81	
147		82	
148		82	
149		83	

131		73	
132		74	
133		74	
134		74	
135		74	
136		74	
137		74	
138		74	
139		74	
140		74	
141		74	
142		74	
143		74	
144		74	
145		74	
146		74	
147		74	
148		74	
149		74	
150		74	
151		75	
152		75	
153		75	
154		75	
155		75	
156		76	
157		76	

41
42
42
42
42
43
43
43
43
44
44
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49

42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49

を

に改め、同表のケ中

を

61	69	49
62	70	49
62	71	49
62	72	50
62	73	50
62	73	50
63	74	51
63	74	51
63	75	51
63	75	52
63	76	52
64	76	52

61	69	48
61	70	48
62	71	49
62	72	49
62	73	49
62	73	49
62	74	49
62	74	49
63	74	50
63	74	50
63	74	50
63	74	50



に、	64	77	53	を	63	74	50	に改め、同表のヨ中
	64	77	53		63	74	50	
	64	78	54		64	74	51	
	64	78	54		64	74	51	
	65	79	55		64	74	51	
		79				74		
		80				74		
		80				74		
		81				74		
		81				74		
		82				74		
		82				74		
		83				74		

31	47	47	61	51
31	47	48	62	51
32	48	48	63	52
32	48	48	64	52
33	49	49	65	53
33	49	49	66	54
33	49	49	67	55
34	49	50	68	56
34	50	50	69	57
34	50	50	70	58
35	50	51	71	59
35	50	51	72	60
35	51	51	73	61
36	51	52	74	62
36	51	52	75	63
36	51	52	76	64
37	52	53	77	65
37	52	53	78	
38	52	53	79	
38	52	53	80	
39	53	54	81	
39	53	54	82	
40	53	54	83	
40	53	54	84	
41	53	55	85	
	54	55		
	54	55		
	54	55		
	54	56		

31	47	47	61	50
31	47	48	62	50
32	48	48	63	50
32	48	48	64	50
33	49	49	65	50
33	49	49	66	50
34	49	49	67	50
34	49	50	68	50
35	50	50	68	51
35	50	50	68	51
36	50	51	68	51
36	50	51	68	51
37	51	51	69	51
38	51	52	69	51
39	51	52	69	51
40	51	52	69	51
41	52	53	69	51
41	52	53	70	51
42	52	53	70	51
42	52	53	70	51
43	53	54	71	52
43	53	54	72	52
44	53	54	73	52
44	53	54	74	52
45	53	55	75	53
	54	55	75	
	54	55	76	
	54	55	76	
	54	55	77	

を

に改め、同表のサ中

	54	56		
	55	56		
	55	56		
	55	57		
	55	57		
	55	58		
	56	58		
	56	59		
	56	59		
	56	60		
	56	60		
	57	61		
	57	61		
	57	62		
	57	62		
	58	63		
	58			
	58			
	58			
	59			
	59			
	59			
	59			
	60			
	60			
	60			
	60			
	61			

	54	56	78	
	55	56	79	
	55	56	80	
	55	56	81	
	55	56		
	55	57		
	56	57		
	56	57		
	56	57		
	56	57		
	56	58		
	56	58		
	57	58		
	57	58		
	57	58		
	57	59		
	57			
	57			
	58			
	58			
	58			
	59			
	59			
	59			
	59			
	59			
	59			
	59			
	59			
	59			

39	39	35	31
40	40	36	31
41	41	37	31
42	42	38	32
43	43	39	32
44	44	40	32
45	45	41	33
46	46	42	33
47	47	43	34
48	48	44	34
49	49	45	35
50	49	46	35
51	49	47	36
52	50	48	36

39	39	35	30
40	40	36	30
41	41	37	30
42	42	38	31
43	43	39	31
44	44	40	31
45	45	41	31
46	46	41	31
47	47	42	31
48	48	42	32
49	49	43	32
50	49	43	32
51	49	44	32
52	50	44	32

90	82	64
91	83	64
92	84	64
93	85	65
93	86	66
94	87	67
94	88	68
95	89	69

53	50	49	37
54	50	50	
55	51	51	
56	51	52	
57	51	53	
58	52	53	
59	52	54	
60	52	54	
61	53	55	
62	54	55	
63	55	56	
64	56	56	
65	57	57	
66	58	58	
67	59	59	
68	60	60	
69	61	61	
70	62		
71	63		
72	64		
73	65		
74	65		
75	66		
76	66		
77	67		
78			
79			
80			
81			
82			
83			
84			
85			

を

53	50	44	32
54	50	44	
55	51	44	
56	51	44	
57	51	44	
58	52	44	
59	52	44	
60	52	44	
61	52	45	
62	52	45	
63	52	45	
64	52	45	
65	52	45	
66	52	45	
67	52	45	
68	53	45	
68	53	45	
68	53	45	
69	53	45	
70	53	46	
71	53	46	
72	53	46	
73	53	47	
74	53	47	
75	53	47	
76	53		
77	53		
78	54		
79	54		
80	54		
81	55		
82	55		
83	55		
84			
85			
86			
87			
87			
88			
88			
89			

に、

95	89	70
96	90	71
96	90	72
97	91	73
98	91	73
99	92	74
100	92	74
101	93	75
101	94	75
101	95	76
102	96	76
102	97	77
102	98	78
103	99	79
103	100	80
103	101	81
104	101	
104	102	
104	102	
105	103	
105	103	
106	104	
106	104	
107	105	
107	106	
108	107	
108	108	
109	109	
109	110	
109	111	
110	112	
110	113	
110		
111		
111		

を

」

」

」

89	82	64
90	83	64
90	84	64
91	85	65
91	86	66
92	87	67
92	88	68
93	89	68
94	89	68
95	90	68
96	90	68
97	91	68
98	91	68
99	92	68
100	92	68
101	93	69
101	93	69
101	94	69
102	94	69
102	95	69
102	95	69
103	96	69
103	96	69
103	96	69
104	96	
104	96	
104	96	
105	96	
105	96	
105	96	
106	96	
106	97	
106	97	
107	97	
107	97	
107	97	
108	98	
108	99	
108	100	
109	100	
109		
110		
110		

に改め、同表のシを次のように改める。

## シ 一般職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2
15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	2	2	10	10	6	6
19	1	3	3	11	11	7	7
20	1	4	4	12	12	8	8
21	1	5	5	13	13	9	9
22	1	6	6	14	14	10	10
23	1	7	7	15	15	11	11
24	1	8	8	16	16	12	12
25	1	9	9	17	17	13	13
26	1	10	10	18	18	14	14
27	1	11	11	19	19	15	15
28	1	12	12	20	20	16	16
29	1	13	13	21	21	17	17
30	1	14	14	22	22	18	18
31	1	15	15	23	23	19	19
32	1	16	16	24	24	20	20
33	1	17	17	25	25	21	21
34	2	18	18	26	26	21	22
35	3	19	19	27	27	22	23
36	4	20	20	28	28	22	24
37	5	21	21	29	29	23	25
38	6	22	22	30	30	23	25
39	7	23	23	31	31	24	26

40	8	24	24	32	32	24	26
41	9	25	25	33	33	25	27
42	10	26	26	34	34	25	27
43	11	27	27	35	35	26	28
44	12	28	28	36	36	26	28
45	13	29	29	37	37	27	28
46	14	30	30	38	38	27	28
47	15	31	31	39	39	28	28
48	16	32	32	40	40	28	29
49	17	33	33	41	41	29	29
50	18	34	34	42	41	29	29
51	19	35	35	43	42	29	29
52	20	36	36	44	42	29	29
53	21	37	37	45	43	30	30
54	22	38	38	46	43	30	30
55	23	39	39	47	44	30	30
56	24	40	40	48	44	30	30
57	25	41	41	49	45	31	30
58	25	41	42	50	45	31	31
59	26	42	43	51	46	31	31
60	26	42	44	52	46	31	31
61	27	43	45	53	47	31	31
62	27	43	45	54	47	31	
63	28	44	45	55	48	31	
64	28	44	46	56	48	31	
65	29	45	46	57	49	31	
66	29	45	46	58	49	31	
67	30	46	47	59	50	31	
68	30	46	47	60	50	32	
69	31	47	47	61	50	32	
70	31	47	48	62	50	32	
71	32	48	48	63	50	32	
72	32	48	48	64	50	32	
73	33	49	49	65	50	32	
74	33	49	49	66	50	32	
75	34	49	49	67	50	32	
76	34	49	50	68	50	32	
77	35	50	50	68	51	32	
78	35	50	50	68	51	32	
79	36	50	51	68	51	32	
80	36	50	51	68	51	32	
81	37	51	51	69	51	33	
82	38	51	52	69	51	33	

83	39	51	52	69	51	34	
84	40	51	52	69	51	34	
85	41	52	53	69	51	35	
86	41	52	53	70	51		
87	42	52	53	70	51		
88	42	52	53	70	51		
89	43	53	54	71	52		
90	43	53	54	72	52		
91	44	53	54	73	52		
92	44	53	54	74	52		
93	45	53	55	75	53		
94		54	55	75			
95		54	55	76			
96		54	55	76			
97		54	55	77			
98		54	56	78			
99		55	56	79			
100		55	56	80			
101		55	56	81			
102		55	56				
103		55	57				
104		56	57				
105		56	57				
106		56	57				
107		56	57				
108		56	58				
109		56	58				
110		57	58				
111		57	58				
112		57	58				
113		57	59				
114		57					
115		57					
116		58					
117		58					
118		58					
119		58					
120		58					
121		58					
122		59					
123		59					
124		59					
125		59					



別表第8の表中

22
23
24
25
25
26
26
27
27
28

を

21
22
22
23
23
24
24
25
26
27

に、

38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48

を

37
38
38
39
39
40
40
41
41
41
42
42
43
43
44
44
45
46
47

に、

44
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51

を

43
44
44
44
44
44
45
45
45
45
46
46
46
46
46
47
47
47
47
47
48
48
48
48
49
49
49
50
50
51

に、

を

に改める。

59	41
59	41
60	41
60	42
61	42
61	42
61	43
62	43
62	43
62	44
63	44
63	44
63	45
64	45
64	46
64	46
65	47

59	40
59	40
60	41
60	41
61	41
61	41
61	41
61	42
62	42
62	42
62	42
62	42
63	43
63	43
63	43
64	43

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。  
(施行日前の異動者の号俸の調整)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年長野県条例第4号。以下「一般職員改正条例」という。)附則第2項、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年長野県条例第23号。次項において「学校職員改正条例」という。)附則第2項又は長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年長野県条例第26号。次項において「警察職員改正条例」という。)附則第2項に規定する人事委員会の定める職員は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前(平成18年4月1日から施行日の前日までの間に限る。以下「施行日前」という。)において職員の給与に関する規則第16条、第17条又は第24条第3項の規定により号俸を決定された職員であって当該号俸を決定する際の計算の過程において職務の級を異にする異動をしたこととなるものとする。
- 3 一般職員改正条例附則第2項、学校職員改正条例附則第2項又は警察職員改正条例附則第2項の規定により人事委員会が定める必要な調整は、施行日における号俸が、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める場合に決定されることとなる号俸に達しない場合について行うものとし、施行日における号俸は、当該決定されることとなる号俸とする。この場合において、調整の際の職員の給与に関する規則第21条の規定の適用については、その者の施行日前に行われた職務の級を異にする異動(当該異動が複数あるときは、施行日の直近のものに限る。)がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる号俸(一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)第8条第1項、長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)第11条第1項又は長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号)第8条第1項の規定による昇給に係るものを除く。)を施行日の前日に受けていたものとみなす。
  - (1) 施行日前において職務の級を異にして異動した職員 当該異動(当該異動が複数あるときは、施行日の直近のものに限る。次号及び次項において同じ。)が施行日に行われたものとした場合
  - (2) 前項に規定する職員(前号に掲げる職員を除く。) その者の職員の給与に関する規則第16条、第17条又は第24条第3項の規定による号俸の決定が施行日に行われたものとし、かつ、その号俸を決定する際の計算の過程における職務の級を異にする異動が施行日に行われたものとした場合
- 4 施行日前における職務の級を異にする異動(第2項の計算の過程における施行日前の当該異動を含む。)が2級以上上位の職務の級への異動であった場合における前項の規定の適用については、同項各号中「施行日に行われたものとした」とあるのは、「行われた日に現に属する職務の級の1級下位の職務の級への異動が行われたものとしてこの規則による改正前の職員の給与に関する規則の規定を適用した後施行日に現に属する職務の級への異動が行われたものとした」とする。
- 5 任命権者は、前2項の規定に該当する職員のうち、施行日前における号俸の決定について個別に人事委員会の承認を得て決定された職員については、前2項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の施行日における号俸を決定することができる。
- 6 任命権者は、施行日における号俸の調整について、前3項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。  
(地域手当の支給割合)
- 7 一般職員改正条例附則第8項の規定により読み替えられた一般職の職員の給与に関する条例第17条の3第1項第1号から第3号まで及び第8号の人事委員会が定める割合は、次の各号に掲げる級地の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。
  - (1) 1級地 100分の18
  - (2) 2級地 100分の15
  - (3) 3級地 100分の13
  - (4) 8級地 100分の1.8
- 8 一般職員改正条例附則第8項の規定により読み替えられた一般職の職員の給与に関する条例第17条の4の人事委員会が定める割合は、100分の15とする。

人事委員会事務局

長野県人事委員会傍聴人規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月23日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

### 長野県人事委員会規則第6号

長野県人事委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

長野県人事委員会傍聴人規則(昭和27年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「別記様式の」を削り、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とする。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 審理の主宰者の許可を得ないで撮影又は録音をしないこと。

第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月23日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

### 長野県人事委員会規則第7号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則(平成2年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

ア 国、他の地方公共団体若しくは職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)第16条第1項に規定する人事委員会が別に定める団体の職員又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年長野県条例第38号)に定める退職派遣者が計画的な人事交流等又は業務従事期間の満了等により引き続き給与条例の適用を受ける職員となったこと。

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用(同法第28条の2第1項の規定により退職した日(同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

第4条第7号中「第6号」を「前号」に、「国等の職員又は退職派遣者が計画的な人事交流等又は業務従事期間の満了等により引き続き給与条例の適用を受ける職員となり、これ」を「第1号のア又はイに掲げる事由の発生」に、「適用」を「事由の発生」に改める。

第5条第3項第1号中「6,000円」を「8,000円」に改め、同項第

2号中「7,500円」を「10,000円」に改め、同項第3号中「9,000円」を「12,000円」に改め、同項第4号中「10,500円」を「14,000円」に改め、同項第5号中「12,000円」を「16,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の額)

2 この規則の施行の日から平成30年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の単身赴任手当に関する規則第5条第3項各号の規定の適用については、同項第1号中「8,000円」とあるのは「6,000円」と、同項第2号中「10,000円」とあるのは「7,750円」と、同項第3号中「12,000円」とあるのは「9,500円」と、同項第4号中「14,000円」とあるのは「11,250円」と、同項第5号中「16,000円」とあるのは「13,000円」とする。

3 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年長野県条例第4号)附則第8項の規定により読み替えられた一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)第21条の5の人事委員会が定める額は、2万6,000円とする。

人事委員会事務局

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月23日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

### 長野県人事委員会規則第8号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則(平成3年長野県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「において「給与条例」を「及び第3条において「給料条例」に、「第48条並びに」を「第48条、」に、「第27条」を「第27条並びに長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号)第25条」に改める。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(管理職員特別勤務手当の額等)」を付し、同条第1項中「第31条の2第2項」を「第31条の2第2項第1号」に改め、同項第1号中「受ける職員」の次に「(以下この号及び次条において「管理監督職員」という。)」を加え、「職員の」を「管理監督職員の」に改め、同条第2項中「第31条の2第2項ただし書」を「第31条の2第2項第1号」に改める。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

第3条 給与条例第31条の2第2項第2号の人事委員会が定める額は、次の各号に掲げる当該管理監督職員の職に係る給料の特別調整額に関する規則第2条の規定による区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1種 6,000円
- (2) 2種又は3種 5,000円
- (3) 4種又は5種 4,000円
- (4) 6種又は7種 3,000円
- (5) 8種又は9種 2,000円

2 給与条例第31条の2第1項第1号に掲げる勤務をした後、引き続き同項第2号に掲げる勤務をした管理監督職員には、その引き続き勤務に係る管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 人事委員会事務局

職員の給料の切替えに伴い支給される給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月23日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

## 長野県人事委員会規則第9号

職員の給料の切替えに伴い支給される給料に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の切替えに伴い支給される給料に関する規則(平成18年長野県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「附則第12項」を「第11項」に改める。

第2条第5号のオ中「。以下「勤務時間条例」という。」を削り、同条第7号中「切替日以降に、」を削る。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第4条の見出し中「附則第11項」を「附則第10項」に改め、同条第1項中「平成25年4月1日から平成26年3月31日」を「平成27年4月1日から平成30年3月31日」に、「職員のうち、」を「職員(」に、「であって、」を「に限る。)」のうち、」に、「給料月額が」を「給料月額(当該給料月額が平成27年3月31日においてその者の受けていた給料月額(同年4月1日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員にあっては、同年3月31日に当該各号に掲げる場合に該当したものとした場合(第1号又は第2号に掲げる場合のいずれかに2回以上該当することとなった職員にあっては、同日にそれらに順次該当したものとした場合)に同日において受けることとなる給料月額に相当する額)を下回る職員にあっては、当該受けていた給料月額)が」に、「前条第5号」を「前条第4号」に、「同条第5号」を「同条第4号」に、「には、その」を「であって、その」に、「から当該差額の2分の1の額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が7,500円)を「が次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額」に、「ときは、7,500円とする。)を減じた」を「こととなるものには、当該超える」に、「附則第11項」を「附則第10項」に、「以下この条及び」を「次項及び」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「第5号」を「第4号」に改め、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同項に次の表を加える。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間	22,500円
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間	30,000円
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間	37,500円

第4条第2項中「平成25年4月1日から平成26年3月31日」を「平成27年4月1日から平成30年3月31日」に、「のうち、特定職員であって」を「(特定職員に限る。)のうち」に、「給料月額が」を「給料月額(当該給料月額が平成27年3月31日においてその者の受けていた給料月額(同年4月1日以降に特定職員となった職員にあっては、同年3月31日における給料月額として人事委員会が別に定める額)を下回る職員にあっては、当該受けていた給料月額)が切替日の前日における給料月額として」に、「には、その」を「であって、その」に、「から当該差額の2分の1の額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が7,500円)を「が前項の表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額」に、「ときは、7,500円とする。)を減じた」を

「こととなるものには、当該超える」に、「附則第11項」を「附則第10項」に改め、同条第3項を削る。

第5条の見出し中「附則第12項」を「附則第11項」に改め、同条第1項中「平成25年4月1日から平成26年3月31日」を「平成27年4月1日から平成30年3月31日」に改め、「間、」次に「切替日以降に」を加え、「であって」を「となった職員のうち」に、「がその者」を「(当該給料月額が平成27年3月31日においてその者の受けていた給料月額(同年4月1日以降に人事交流等職員となった職員にあっては、同年3月31日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額(人事委員会が別に定める職員にあっては、同日における給料月額として人事委員会が別に定める額))を下回る職員にあっては、当該受けていた給料月額)がその者」に改め、「定める職員にあっては」次に「同日における給料月額として」を加え、「第3条第5号」を「第3条第4号」に、「には、その」を「であって、その」に、「から当該差額の2分の1の額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が7,500円)を「が前条第1項の表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額」に、「ときは、7,500円とする。)を減じた」を「こととなるものには、当該超える」に、「附則第12項」を「附則第11項」に、「以下この条」を「次項」に改め、同条第2項中「人事交流等職員であって」を「切替日以降に人事交流等職員となった職員であって」に、「附則第11項」を「附則第10項」に、「附則第12項」を「附則第11項」に改め、同条第3項を削る。

第6条及び第7条中「附則第12項」を「第11項」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

職員の給料の切替えに伴い支給される給料に関する規則をここに公布します。

平成27年3月23日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

## 長野県人事委員会規則第10号

職員の給料の切替えに伴い支給される給料に関する規則(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年長野県条例第4号。以下「一般職員改正条例」という。)附則第3項から第5項まで、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年長野県条例第23号。以下「学校職員改正条例」という。)附則第3項から第5項まで又は長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年長野県条例第26号。以下「警察職員改正条例」という。)附則第3項から第5項までの規定による給料の支給に必要事項を定めるものとする。

(一般職員改正条例附則第3項等に規定する人事委員会が定める職員)

第2条 一般職員改正条例附則第3項、学校職員改正条例附則第3項又は警察職員改正条例附則第3項に規定する人事委員会の定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 平成27年4月1日(以下この条から第4条までにおいて「切替日」という。)以降に降格(職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第1項において同じ。)をした職員
- 切替日前に休職等期間(次に掲げる期間をいう。以下この号



及び次条第1項において同じ。)がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整(一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号。次条及び第4条において「一般職員給与条例」という。)第8条の2、長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号。次条及び第4条において「学校職員給与条例」という。)第11条の2又は長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号。次条及び第4条において「警察職員給与条例」という。)第8条の2の規定による給料の更正をいう。次条第1項において同じ。)をされたもの

ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項又は職員の分限に関する条例(昭和27年長野県条例第8号)第2条の規定により休職にされていた期間

イ 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間

ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年長野県条例第1号)第2条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年長野県条例第38号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間

エ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしていた期間

オ 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号。第4号及び次条第1項において「勤務時間条例」という。)第8条に規定する療養休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間

カ 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成20年長野県条例第45号)第2条第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間

キ 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年長野県条例第3号)第1条に規定する配偶者同行休業をしていた期間

(3) 切替日以降に育児短時間勤務等(地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。次条第1項において同じ。)を開始し、又は終了した職員

(4) 切替日以降に再任用職員異動(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第2条第1項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第1項において同じ。)をした職員

(5) 切替日以降に人事委員会と協議してその号俸を決定された職員(人事委員会が別に定めるこれに準ずる職員を含む。)(一般職員改正条例附則第4項等に規定する給料の支給)

第3条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(次項において「複数事由該当職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(一般職員給与条例附則第5項、学校職員給与条例附則第6項又は警察職員給与条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99.5を乗じて得た額)を、一般職員改正条例附則第4項、学校職員改正条例附則第4項又は警察職員改正条例附則第4項の規定による給料(次項及び次条第2項において「改正条例附則第4項による給料」という。)として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動をした場合(第6号に掲げる場

合を除く。) 切替日の前日に当該異動があったものとした場合(切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合)に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(2) 降格をした場合(第6号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号俸に対応する給料月額との差額に相当する額(降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額)を減じた額

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第6号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 育児短時間勤務等をしている職員 一般職員改正条例による改正前の一般職員給与条例別表第1から別表第3まで、一般職員改正条例附則第13項の規定による改正前の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第31号)第4条第1項、一般職員改正条例附則第14項の規定による改正前の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第41号)第5条第1項、学校職員改正条例による改正前の学校職員給与条例別表第1から別表第5まで又は警察職員改正条例による改正前の警察職員給与条例別表第1から別表第3までの給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号俸に応じた額(イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。)に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ 育児短時間勤務等を終了した職員(アに掲げる職員を除く。) 切替前給料表による給料月額

(5) 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 一般職員改正条例による改正前の一般職員給与条例別表第1から別表第3まで、学校職員改正条例による改正前の学校職員給与条例別表第1から別表第5まで又は警察職員改正条例による改正前の警察職員給与条例別表第1から別表第3までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額(イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。)

イ 当該再任用職員異動後において地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に勤務時間条例第2条第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(6) 人事委員会と協議してその号俸を決定された場合及びこれに準ずる場合として人事委員会が別に定める場合その他人事委員会が別に定める場合 任命権者が人事委員会と協議して定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員

会が別に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（一般職員給与条例附則第5項、学校職員給与条例附則第6項又は警察職員給与条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99.5を乗じて得た額）を、改正条例附則第4項による給料として支給する。

（一般職員改正条例附則第5項等に規定する給料の支給）

第4条 人事交流等職員（切替日以降に、国、他の地方公共団体若しくは職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第2号）第16条第1項に規定する人事委員会が別に定める団体の職員であった者又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に定める退職派遣者であった者から計画的な人事交流等又は業務従事期間の満了等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。以下この条において同じ。）（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会が別に定める職員にあっては、人事委員会が別に定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であって、切替日以降に一般職員改正条例附則第3項から第5項まで、学校職員改正条例附則第3項から第5項まで又は警察職員改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員でなくなったものを除く。）には、その差額に相当する額（一般職員給与条例附則第5項、学校職員給与条例附則第6項又は警察職員給与条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99.5を乗じて得た額）を、一般職員改正条例附則第5項、学校職員改正条例附則第5項又は警察職員改正条例附則第5項の規定による給料（次項において「改正条例附則第5項による給料」という。）として支給する。

2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる改正条例附則第4項による給料の額に相当する額を、改正条例附則第5項による給料として支給する。

（端数計算）

第5条 一般職員改正条例附則第3項から第5項まで、学校職員改正条例附則第3項から第5項まで又は警察職員改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

（この規則により難い場合の措置）

第6条 一般職員改正条例附則第3項から第5項まで、学校職員改正条例附則第3項から第5項まで又は警察職員改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

平成27年4月1日における号俸の調整に関する規則をここに公布します。

平成27年3月23日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

### 長野県人事委員会規則第11号

平成27年4月1日における号俸の調整に関する規則

（調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員）

第1条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年長野県条例第4号）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号。次条において「改正一般職員給与条例」という。）附則第20項、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年長野県条例第23号）による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号。次条において「改正学校職員給与条例」という。）附則第15項又は長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年長野県条例第26号）による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号。次条において「改正警察職員給与条例」という。）附則第30項の昇給の号俸数の決定の状況を考慮して人事委員会が定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成22年1月1日（以下「調整対象昇給日」という。）における一般職の職員の給与に関する条例第8条第1項、長野県学校職員の給与に関する条例第11条第1項又は長野県警察職員の給与に関する条例第8条第1項の規定による昇給後の号俸が、その職員の属する職務の級における最高の号俸である職員（調整対象昇給日から平成27年4月1日（次条において「調整日」という。）までの期間（以下「特定期間」という。）に給料表の適用を異にする異動（以下「給料表異動」という。）をした職員を除く。）

(2) 調整対象昇給日において決定された昇給の号俸数が職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第2号）第28条第2項の規定による昇給の号俸数（以下この号において「期間割昇給号俸数」という。）である職員であって、当該期間割昇給号俸数と、職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成20年長野県人事委員会規則第10号）附則第2項の規定の適用がないものとした場合の当該調整対象昇給日における期間割昇給号俸数とが等しくなるもの（次号及び次条第3号のAにおいて「期間割非抑制職員」という。）（特定期間に給料表異動をした職員を除く。）

(3) 特定期間に給料表異動をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動（当該給料表異動が2以上あるときは、当該給料表異動のうち最後にした給料表異動。次条第3号において同じ。）があったものとした場合に、当該調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号俸を受けるとなるもの又は期間割非抑制職員に該当することとなるもの

(4) 前3号に掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの

（調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員）

第2条 改正一般職員給与条例附則第20項、改正学校職員給与条例附則第15項又は改正警察職員給与条例附則第30項の当該職員との

権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める職員は、調整対象昇給日に一般職の職員の給与に関する条例第8条第1項、長野県学校職員の給与に関する条例第11条第1項又は長野県警察職員の給与に関する条例第8条第1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となり、職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年長野県人事委員会規則第3号。第3号のイにおいて「改正規則」という。）附則第4項の規定により号俸を決定された者であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年11月1日（同項に規定する特定職員にあっては、同年10月1日）前となるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員及び次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和43年長野県条例第22号）第1条に規定する企業職員又は国、他の地方公共団体若しくは職員の給与に関する規則第16条第1項に規定する人事委員会が別に定める団体の職員となった職員であって、特定期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会が定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員を除く。）
- (3) 特定期間に給料表異動をした職員であって、次に掲げるものア 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動があったものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号俸がその職員の属する職務の級における最高の号俸でなく、かつ、期間割非抑制職員に該当しないこととなるもの（次号に掲げる職員及び人事委員会が定める職員を除く。）イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となり、改正規則附則第4項の規定により号俸を決定された者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）であって、新たに職員となった日から当該給料表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年11月1日（同項に規定する特定職員にあっては、同年10月1日）前となるもの
- (4) 調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書の許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年長野県条例第1号）第2条の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年長野県条例第38号）第2条の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続き勤務していなかった期間、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年長野県条例第45号）第2条の規定により自己啓発等休業をしていた期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしていた期間又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条の規定により大学院修学休業をしていた期間がある職員であって、平

成21年1月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち、人事委員会が定める職員

- (5) 前各号に掲げるもののほか、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。  
（職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）
- 2 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年長野県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
附則第4項中「平成22年1月1日前」を「平成21年1月1日前」に、「（平成22年1月1日）」を「（平成21年1月1日）」に改め、同項第1号中「から第4号まで」を「及び第3号」に、「平成22年1月1日」を「平成21年1月1日」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「平成26年4月1日」を「平成27年4月1日」に、「45歳」を「46歳」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「平成26年4月1日」を「平成27年4月1日」に、「30歳」を「31歳」に改め、同号を同項第3号とする。

人事委員会事務局

教育長の営利企業等の従事制限に関する規則をここに公布します。

平成27年3月23日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

#### 長野県人事委員会規則第12号

教育長の営利企業等の従事制限に関する規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第7項に規定する教育委員会の許可を受けるべき地位は、同項に規定する役員のほか、顧問、評議員及びこれらに準ずるものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

人事委員会事務局